

東京都児童福祉審議会委員応募要項

1 趣旨

東京都児童福祉審議会（以下「審議会」という。）は、児童等の福祉に関する事項を調査審議するとともに、知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べることを目的とする機関です。

審議会は、知事が任命する40人以内の委員と特別の事項を調査審議する臨時委員によって構成されています。

この度、審議会の運営に広く都民の意見を反映させるために、審議会委員の一部を都民から公募します。

2 審議会の任務

(1) 児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項（児童福祉法第8条第2項）、母子家庭、父子家庭の福祉に関する事項（母子及び父子並びに寡婦福祉法第7条）、母子保健に関する事項（母子保健法第7条）を調査審議し、知事の諮問に答え、又は関係行政機関に意見を述べること。

(2) 児童及び知的障害者の福祉を図るため、芸能、出版物、玩具、遊戯等を推薦し、又はそれらを製作し、興行し、若しくは販売する者等に対し、必要な勧告をすること（児童福祉法第8条第9項）。

(3) 次に掲げる場合に関係行政機関に意見を述べること。

ア 知事が里親への委託や児童福祉施設への入所などの措置を採る場合で、児童若しくはその保護者の意向が当該措置と一致しないとき、又は知事が必要と認めるとき（児童福祉法第27条第6項）。

イ 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けたとき（児童福祉法第33条の15第2項）。

ウ 児童福祉施設の設備又は運営が（都が定める）最低基準に達せず、かつ、児童福祉に著しく有害であると認められる場合で、知事が施設の設置者に事業の停止を命じるとき（児童福祉法第46条第4項）。

エ 届出をしていない（区市町村設置）、又は認可を受けていない（法人等設置）児童福祉施設について、知事が事業の停止又は施設の閉鎖を命じるとき（児童福祉法第59条第5項）。

オ 知事が里親の認定をするとき（児童福祉法施行令第29条）。

3 公募委員数

2名

4 応募できる方

以下の（1）及び（2）の条件を満たす方

(1) 都内に住所を有する満18歳以上の方（年齢は令和8年9月18日現在）。

ただし、公務員（非常勤を含む）を除く。

(2) 年間数回程度開催される、東京都児童福祉審議会に出席できる方

5 応募方法等

(1) 応募方法

次の書類をメールまたは郵送により提出してください。

ア 児童福祉審議会委員への応募の動機についてまとめた作文（様式1）

（400字以上800字以内）

イ 住所・氏名（ふりがな）・年齢・職業・連絡先電話番号・メールアドレス・都における他の審議会等への参加の有無（有の場合は審議会等の名称）を記入したもの（様式2）

※提出された書類は返却いたしませんので、あらかじめ御了承ください。

※個人情報については、本目的の達成に必要な範囲内でのみ使用し、他の目的には使用しません。

(2) 応募締切

令和8年9月18日（金曜日）※当日必着

(3) 選考方法

都に設置する委員選考審査会において決定します。

なお、審査結果については、10月下旬から11月上旬に応募者本人へ通知します。

選考経過及び結果に関する問い合わせには応じません。

6 委員報酬

東京都が規定する委員報酬額

7 業務内容

上記2に規定する事項について、知事の諮問に応じて調査審議し、又は意見を述べていただきます。

8 委員の任期

任命の日から2年間

9 申込・問合せ先

福祉局子供・子育て支援部企画課児童福祉審議会担当

住所 〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話 03（5320）4114

Eメール S1140501@section.metro.tokyo.jp